平成２３年（フ）第１９号
香川県三豊市山本町財田西421番地
債務者　爲廣　員史
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３４号
北海道赤平市幌岡町207番地
債務者　織田　秀彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
仙台市若林区南小泉字八軒小路29番地の10
債務者　木村美和子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
仙台市泉区南光台４丁目24番12号
債務者　伊藤　克美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
仙台市若林区遠見塚２丁目20番20号
債務者　小川　弥澄
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
仙台市太白区泉崎１丁目８番15号　エトアール泉崎202
債務者　高村　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番６―406号
債務者　永澤　真也
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
仙台市若林区遠見塚２丁目10番５号　ホワイトキャッスル遠見塚７番館106
債務者　大槻　光夫
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
仙台市宮城野区西宮城野４番１―404号、従前の住所宮城県牡鹿郡女川町竹浦字月浜44番地
債務者　鈴木　芳子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　市営住宅５あ10棟10
債務者　渡邉　節子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
埼玉県鴻巣市箕田1417番地１　101号室メゾンソレーユＢ
債務者　前田　利和
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　慶一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
山梨県甲府市国玉町125番地４　ハイツナパテック208号
債務者　遠藤　勇人
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１―807号
債務者　金　　宗洙
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２号
愛媛県松山市上野町甲50番地
債務者　眞鍋　宏義
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４０３号
大阪府和泉市室堂町664番地の１サンヒルズ光明池105号
債務者　飯塚　正明
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９号
岩手県一関市室根町矢越字小松185番地
債務者　小山　博之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４８号
岩手県大船渡市末崎町字大浜229―１、住民票上の住所岩手県大船渡市盛町字内ノ目２番地14
債務者　須田喜榮子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部